特定非営利活動法人のわみサポートセンター 情報 公 開 規 程

(目的)

第1条この規程は、特定非営利活動法人のわみサポートセンター(以下「この法人」という。)が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために 必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進すること を目的とする。

(法人の責務)

第2条この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重 するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の 配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条情報公開の対象書類の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、 これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個 人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人 情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

- 第5条この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うも のとする。
- 2前項の公告については、定款第55条の方法によるものとする。

(情報公開の対象)

第6条この法人は、情報公開の対象を1. 定款 2. 事業計画書、収支予算書、3. 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、財産目録、4. 理事会、社員総会の議事録等とする。

(閲覧等に関する事務)

第7条事務局は、書類の閲覧等の申請があったときは、申請された書類を閲覧に供する。閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第8条この法人は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行う。 2前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(改廃)

第13条この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和1年7月1日から施行する。(令和1年6月9日理事会決議)